

大阪市従業員労働組合との交渉議事録

技能職員の勤務労働条件等について

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との小委員会交渉

日時 平成29年12月5日(火)午後4時30分

場所 大阪市従業員労働組合 会議室

(環境施設組合)

それでは、10月12日に申し入れを受けました「2017年賃金改定要求並びに期末勤勉手当に関する申し入れ」について回答いたします。

当環境施設組合の勤務労働条件においては、これまでから申し上げていますとおり、大阪市に準拠した給与水準としていることから、平成29年度の給与改定等につきましても、大阪市に準じた対応としてまいりたいと考えているところであります。

月例給については、大阪市では、公民較差がほぼ均衡していることから、市人事委員会からの勧告どおり、給料表の改定を行わないとされており、当環境施設組合といたしましても大阪市と同様に給料表の改定を行わないことといたします。

続きまして、期末勤勉手当についてですが、これについても大阪市と同様に、再任用職員以外の職員につきましても、年間で0.1月分を引き上げて4.40月分に改定し、本年度については12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当を0.05月ずつ均等に引き上げいたします。

再任用職員についても、年間で0.05月分を引き上げ、先ほど同様、本年度の引き上げは12月期に行い、来年度以降は6月期及び12月期に均等に引き上げいたします。

期末勤勉手当の詳細については、再任用職員以外の職員は、期末手当を1.375月といたします。勤勉手当については原資を0.95月としたうえで、昨年度の人事考課における相対評価区分に応じ、第1から第3区分の者には0.95月プラス割増支給、第4区分の者には0.905月、第5区分の者には0.861月を支給いたします。

割増支給の配分につきましては、原資月数と第4・第5区分の月数との差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分し、扶養手当にかかる原資は第1から第3区分の者に6対4対1の割合で配分いたします。

なお、人事評価基準日である3月31日の級と勤勉手当基準日である12月1日の級

が異なる者については、懲戒処分等があった場合を除き、第3区分の月数といたします。

次に、再任用職員は、期末手当は0.8月といたします。勤勉手当は原資を0.45月としたうえで、昨年度の人事考課における相対評価区分に応じ、第1・第2区分の者には0.45月プラス割増支給、第3区分の者には0.45月、第4区分の者には0.428月、第5区分の者には0.405月を支給いたします。

割増支給の配分につきましては、原資月数と第4・第5区分の月数との差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分いたします。

支給日につきましては、12月8日金曜日としますが、基準日である12月1日までに条例を改正することができないため、一時金の支給日時点では現行の月数で支給し、改定後との差額支給は、1月18日の給与支給日にいたします。

以上、当環境施設組合としての回答とさせていただきます。なお、給与改定以外の要求項目については、引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(組合)

ただ今、2017年賃金改定要求のうち、給与改定及び年末一時金に関する回答が環境施設組合より示された。

市従本部として、10月12日の第1回の申し入れ団体交渉以降、本年の人事委員会勧告において、給与改定の見送りと年末一時金の引き上げが示されたことを踏まえ、早急な決着を求めてきた。

しかし、環境施設組合は、国や大阪市の動向などを理由に月例給及び年末一時金の明確な方向性を示すことなく、具体の協議に要する期間が短くなったことについて、環境施設組合の認識を質しておく。

また、年末一時金については、大阪市同様に本年度については、12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げ、次年度以降は、6月期と12月期の勤勉手当を0.05月分ずつ均等に引き上げること、さらに、条例改正が間に合わないことを理由に、12月8日には現行の月数で支給し、改定後の差額分については1月の定例給与で支給する旨が示された。

こうした状況は、国や大阪市の状況があったにせよ、環境施設組合としての判断

によるものである。これまでも、申し上げてきたが、給与制度改革をはじめ、給与水準引き下げにより、生活実態は厳しく、組合員の一時金に対する期待感も大きいものがある。こうした実態を環境施設組合は、重く受け止めるべきであり、主体的に対応策を講じるべきである。

また、例年の人事委員会勧告において減額措置前の給与に基づいて、公民較差が出され、減額措置後の公民較差も示されており、この差を見れば如何に「給料月額」の減額措置が組合員の生活に多大な影響を与えているかは言うまでもない。「給料月額の減額措置」について、即時終了するよう改めて求めておく。

本日示された内容は、月例給の改定を行わないこととあわせて、年末一時金に関する事項であるが、残る要求項目についても、組合員の勤務労働条件にかかわる重要な事項であることから、本日以降、引き続き交渉・協議を行うことについて、環境施設組合としての認識を示すよう求める。

(環境施設組合)

ただ今、書記長より数点に渡りご指摘を受けたところであります。

まず、給与改定についてでございますが、職員の勤務労働条件を大阪市に準拠している当環境施設組合としましては、大阪市と同様の給与改定を実施すべく状況を見守っておりましたが、大阪市の状況が明らかになった段階で大阪市と同様に実施すると判断したところであります。

とはいえ、12月期の一時金の一部が1月に支給されることになるため、ご指摘のとおり、職員の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、今後の職員周知には万全を期していきますので、1月の差額支給についてはご理解をお願いいたします。

また、賃金改定要求においては、給与改定に関する項目以外にも、勤務労働条件にかかわる事項について多岐にわたって要求をいただいております。引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりたいので、そちらについても、よろしくご願ひいたします。

(組合)

課長より、一時金の一部が1月に支給されることとあわせて、職員周知については万全を期することが示された。繰り返しになるが、厳しい生活実態を余儀なくさ

れている組合員は、一時金への期待感も大きいものがある。環境施設組合として、大阪市と同水準を確保することはもちろんのこと、独立した運営を行っていることから、環境施設組合としての主体性や独立性を発揮することを改めて強く求めておく。

そのうえで、2017年賃金改定要求のうち、給与改定及び年末一時金に関わっては、本日示された内容を基本了解するが、「給料月額削減措置」の即時終了をはじめ、残る改定要求課題については、引き続きの交渉・協議を行っていくこととする。最後に、今後の交渉に際して、環境施設組合として誠意ある対応を求め、本日の小委員会交渉を終了する。